

第5章 災害応急対策計画

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、特定事業者及び防災関係機関は、相互に協力して一体的防災体制を確立し、応急対策活動の万全を期する。

第1節 初動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ正確な初動対応が防災対策上極めて重要であり、特に膨大な量の危険物及び高圧ガスが集積する特別防災区域にあっては、的確な初動対応がその災害の被害の軽減に決定的役割を果たすこととなる。

1 特定事業所の初動体制

(1) 異常現象発生時の初動体制

特定事業者は、異常現象が発生した場合における関係施設等の緊急停止等の緊急措置マニュアル等をあらかじめ定めるとともに、事業所内通報体制、自衛防災組織の活動マニュアル等を防災規程等の事業所内規定に定め、これに基づく防災訓練を定期的を実施する。

(2) 地震発生時の初動体制

特定事業者は、地震が発生した場合の緊急措置マニュアルを策定し、これに基づく防災訓練を定期的を実施する。

なお、震度4以上の地震が発生した場合には、直ちに各施設等の緊急点検を実施し、その結果を坂出市消防本部(高圧ガス設備の場合は香川県危機管理総局)に通報する。

(3) 津波警報及び津波注意報等発表時の初動体制

特定事業者は、津波警報及び津波注意報等が発表された場合の緊急措置マニュアルを策定し、これに基づく防災訓練を定期的を実施するよう努める。

なお、大津波警報・津波警報の発表時にはオイルフェンス展張等の海上作業は実施できないことから、地震により危険物の流出が発生した場合でも海上流出に至ることのないよう、排水処理設備の運用管理等に留意する。

2 防災関係機関の初動体制

各防災関係機関は、特別防災区域に係る災害が発生した場合を想定して、緊急時対応マニュアル等をあらかじめ策定し、定期に初動訓練等を実施する。

第2節 通信通報計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ正確な情報の伝達が防災対策上極めて重要であることから、特別防災区域内の事業所内の通報体制、特定事業所防災関係機関相互の情報連絡体制、地域住民への広報に

ついて定める。

1 特定事業所内の通報体制

① 事業所内の情報伝達体制の確立

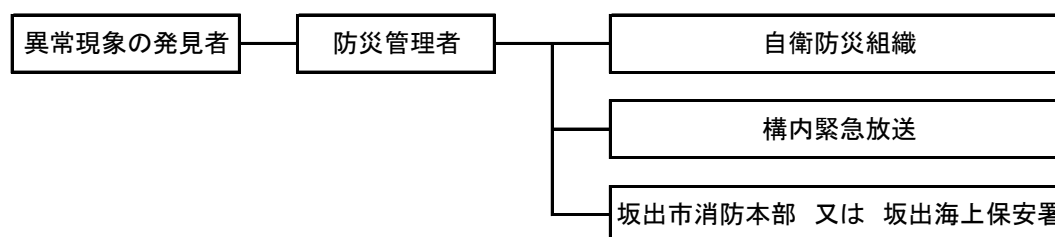
特定事業所の統括管理者(防災管理者)は事業所の全体統括を徹底するとともに、情報伝達マニュアルの整備、情報通信技術(ICT)の活用等による事業所内の情報伝達体制の実効性向上に努める。特に、大規模事業所等で担当部署や施設系統が分かれている場合には、当該事業所における発災施設とそれ以外の施設の間の情報伝達の強化を図る必要がある。

② 異常現象の発生に関する消防機関等への迅速な通報

特定事業所の事業実施の統括管理者(防災管理者)は、当該特定事業所において出火、石油等の漏洩、その他の異常現象が発生した場合、直ちに、その旨を坂出市消防本部(海上災害に係る場合は、坂出海上保安署)に通報することを徹底する。なお、異常現象の判断が難しい場合についても、直ちにその旨を坂出市消防本部に通報しなければならない。

また、統括管理者(防災管理者)はその責務に関する認識を徹底するとともに、通報に関する夜間・休日を含む責任体制の明確化、消防機関等との前広な情報連絡体制作り等に努める。

事業所内の通報体制は、前節で定める防災規程等の事業所内規定により定めることとするが、モデルとしての通報系統は次のとおりとする。



※海上に係る異常現象の発生又は発生のおそれがある場合は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定により、直ちに坂出海上保安署に通報しなければならない。

<異常現象の範囲>

(1) 出火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの

(2) 爆発

化学的変化又は物理的変化により発生した爆発現象で施設、設備等の破損が伴うもの

(3) 漏洩

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏洩

ただし、次に掲げる少量(液体の危険物及び可燃性液体類にあつては数リットル程度)の漏洩で、漏洩範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、

散水等の保安上の措置（回収及び除去を除く。）を必要としない程度のも
のを除く。

① 施設又は設備（以下「施設等」という。）に係る温度、圧力、流量等
の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な
作動又は操作によるもの

② 発見時に漏洩箇所が特定されたものであって、既に漏洩が停止して
いるもの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、
補修材等による軽微な応急措置（以下「軽微な応急措置」という。）に
より漏洩が直ちに停止したもの

(4) 破損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれ
らに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）の破壊、破裂、損
傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続
に支障が生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに使用停止等
緊急の措置を必要とするもの

ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措
置により直ちに、出火、爆発、漏洩の発生のおそれなくなったものを
除く。

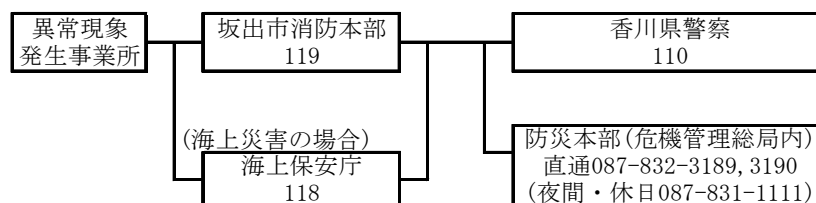
(5) 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装
置の作動又は操作によっても制御不能なもの、地盤の液状化等であって、
上記(1)から(4)に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安
上の措置を必要とするもの

2 事業所と行政機関との通報体制

異常現象の種類、態様による通報系統は、原則として次のとおりとする。

(1) 第一次通報系統



この通報は、防災実働機関に行われるものであるため、通報は瞬速を
要する。従って、詳細な報告にこだわるあまり通報が遅延することがあ
ってはならない。

場合によっては、第1報、第2報と分けて判明している範囲で通報す
ることも必要である。

通報内容は、次の項目を簡潔に通報するものとする。

- ① 異常現象発生の場所、時分、その状況等
- ② 内容物及び毒性ガス発生等の状況

(2) 第二次通報系統

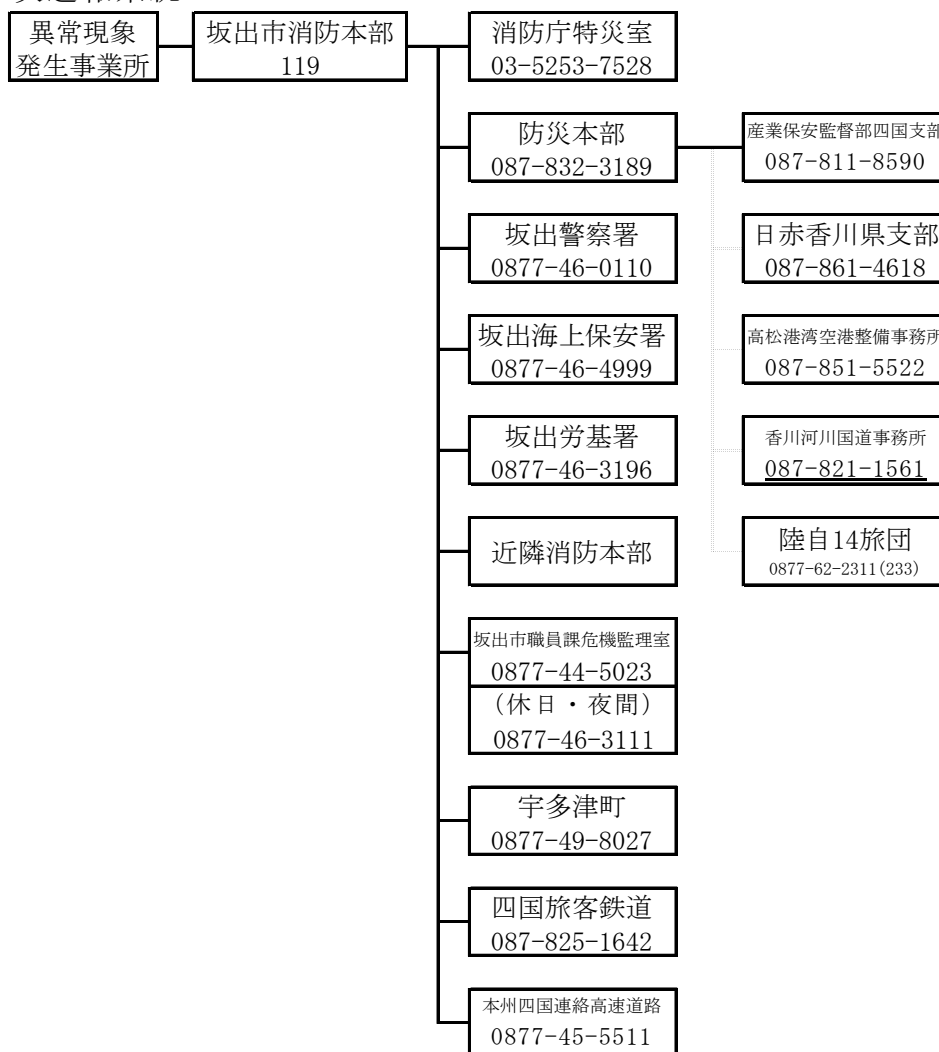
この系統は、異常現象の規模、災害拡大の危険性、他への影響等から

鑑みて必要があると坂出市消防本部が認めた場合に適用する。

(3) 通報の方法

坂出市消防本部から防災本部(状況により直接消防庁)への第一報については、覚知後直ちに、わかる範囲内の情報を電話等により通報し、30分以内に次の様式によりFAX送付すること。

第二次通報系統



注1. 海上流出油の状況により、坂出市、宇多津町から関係漁協へ通報する。

注2. ……は、状況に応じ通報する。

- 事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、第二種、その他)			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分頃 (月 日 時 分)	発見日時 鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分頃 月 日 時 分		
		気象状況			
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. R1等 7. その他()	物質名			
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)			
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			協同防災組織	人	
			その他	人	
			消防本部(署)	台	
			消防団	台	
			海上保安庁	人	
	自衛隊	人			
	その他	人			
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

3 広報計画

特別防災区域において、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、地域住民に迅速かつ正確な情報を提供し、被害の拡大防止と不安の緩和を図ることが重要である。このため、地域住民への広報計画を次のとおり定める。

- (1) 実施者 坂出市、宇多津町(広報担当課)
- (2) 方法 防災無線、有線放送、CATV、広報車、携帯電話の避難情報伝達システムのメール配信や一斉同報機能を有する緊急速報メール配信(エリアメール等)、同報系防災行政無線等を利用して広報する。また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、地域住民に確実に伝わるよう周知徹底を図る。
- (3) 内容 災害の概要(種別・発生日時・場所等)
注意事項(避難の要否等)
今後の見通し、防災活動状況
交通通信の応急対策及びその見通し
その他必要事項
- (4) 範囲 災害の状況によるが、概ね次のとおりとする。
 - ① 小規模災害(隣接集落等に影響するおそれがあるもの)
坂出市：瀬居町、沙弥島、番の州緑町、番の州公園、御供所町三丁目、坂出町、沖の浜、築港町二丁目
宇多津町：北浦、吉田、新開、平山、坂下
 - ② 中規模災害(隣接集落に影響するもの)
坂出市：瀬居町、沙弥島、番の州緑町、番の州公園、御供所町一丁目～三丁目、坂出町、沖の浜、築港町一丁目、二丁目、西大浜北一丁目～四丁目、西大浜南一丁目～三丁目、宮下町、中央町、常磐町一丁目、二丁目、入船町一丁目、二丁目、久米町一丁目、二丁目、昭和町一丁目、二丁目及びこれらに隣接する地域
宇多津町：北浦、吉田、新開、平山、坂下、網の浦地区、浜一番丁～九番丁
 - ③ 大規模災害
坂出市：全 域
宇多津町：全 域
 - ④ 石油類等の流出事故の場合
海岸線、島しょ部を重点的に広報するものとし、特に漁業者等関係者にまず広報する。

第3節 火災防御計画

消火活動の分担は、坂出市と坂出海上保安署との業務協定書に基づく。(資料 2-8)

1 陸上火災(岸壁棧橋にけい留された船舶火災を含む。)

- (1) 陸上の消火活動は、主として消防機関が担当し、必要に応じ海上保安部

(署)がこれに協力する。

(2) 発災事業所の基本的措置

- ① 異常現象の発見者は、直ちに防災管理者に通報する。
- ② 防災管理者は、直ちに構内に緊急警報をし、自衛防災組織により防災活動を実施するとともに操業を中止する等必要な措置を講じる。
- ③ 防災管理者は、直ちに坂出市消防本部に通報するとともに、消防機関等の受入体制を整備する。
- ④ 入出荷施設にけい留中の船舶火災については、船長及び施設を管理する事業所は、消防本部等への通報、初期防災活動等必要な措置を講じる。

(3) 消防機関の措置

発災事業所から火災の通報を受けた時は、直ちに香川県石油コンビナート等防災本部、警察署、海上保安部(署)、その他の関係機関に通報するとともに、化学中隊、消防中隊を出動させ、状況により冷却及び化学消火等必要な消防防災活動を行う。

(4) 警察の措置

応急対策を実施する車両の通行を確保するため、必要に応じ次の措置を講じる。

- ① 応急対策を実施する車両及び負傷者等を搬送する車両の優先通行を確保する。
- ② 住民及び関係事業所従業員の避難道路を確保する。

(5) 海上保安部(署)の措置

消防機関の要請により必要な措置を講じる。

(6) その他関係機関の措置

第2章第2節関係機関等の所管業務を必要に応じ実施する。

(7) 近隣事業所の措置

二次災害防止のための必要な措置を講じるとともに、「番の州地区特別防災協議会防災相互応援協定」に基づく応援要請があった場合には、速やかに所属の応援隊を派遣し、坂出市消防本部の指揮を受けて防災、その他の活動に従事する。

2 海上火災

(1) 海上の消火活動は、主として海上保安部(署)が担当し、必要に応じ消防機関がこれに協力する。

(2) 発災船舶及び関連事業所の措置

- ① 関係機関へ通報する。
- ② 初期消火活動等必要な措置を講じる。
- ③ 自衛防災組織による陸上施設への延焼防止等必要な措置を講じる。
- ④ 海上保安部の指示に基づき必要な措置を講じる。

(3) 海上保安部(署)の措置

- ① 人命救助作業を実施する。
- ② 消火作業を実施する。
- ③ 延焼防止等のため必要な措置を講じる。
- ④ 二次災害防止のため必要な措置を講じる。

- ⑤ 火災が陸域に接近している場合は、消防機関の協力を要請するとともに、関係事業所の自衛防災組織等に必要な措置の実施について指示する。
- ⑥ 必要に応じ第六管区海上保安本部に巡視船艇、航空機等の応援派遣を要請する。
- (4) 消防機関の措置
 - 海上保安部(署)の要請等により必要な措置を講じる。
- (5) その他関係機関の措置
 - 第2章第2節関係機関等の所管業務を必要に応じ実施する。
- (6) 近隣事業所の措置
 - 二次災害防止のための必要な措置を講じるとともに、「番の州地区特別防災協議会防災相互応援協定」に基づく応援要請があった場合には、速やかに所属の応援隊を派遣し、高松海上保安部の指揮を受けて防災、その他の活動に従事する。

第4節 屋外タンク貯蔵所における浮き屋根式屋外タンク全面火災防御計画

直径34メートル以上の屋外タンク貯蔵所における浮き屋根式屋外タンクの全面火災を鎮圧するため、広域共同防災協議会に配備された大容量泡放射システムを用いた防災活動を実施する。大容量泡放射システムの設定には、大規模な輸送を伴うことから、関係機関において速やかに応急対策を行う必要がある。

- (1) 発災事業所及び広域共同防災協議会の基本的措置
 - ① 広域共同防災規程等に基づき、大容量泡放射システムの輸送を広域共同防災協議会へ要請する。
 - ② 広域共同防災協議会は、発災事業所から大容量泡放射システムの輸送の要請を受け、広域共同防災規程等に基づき大容量泡放射システムの輸送を行う。
 - ③ 全面火災が発生した際は、大容量泡放射システム等を用いた消火活動を実施する。
- (2) 消防機関の措置
 - 発災事業所から火災の通報を受けた時は、第5章第3節1陸上火災に準じた措置を講ずる。
- (3) 県の措置
 - ① 大容量泡放射システム輸送要領に基づき、広域共同防災協議会の大容量泡放射システムの円滑な輸送に協力する。
 - ② 必要に応じて、防災関係機関に対し、大容量泡放射システムに係る応援の要請を行う。
 - 「大容量泡放射システム瀬戸内地区関係行政機関協議会設置要綱」
資料 5-1
 - 「大容量泡放射システム輸送要領」 資料 5-2
- (4) 県警の措置
 - ① 大容量泡放射システム輸送要領に基づき、県及び関係行政機関と連絡調整し、輸送車両の交通確保に努める。

- ② その他、第5章第3節1陸上火災に準じた措置を講ずる。
- (5) 海上保安部(署)の措置
 - 大容量泡放射システム輸送要領に基づき、大容量泡放射システムの海上輸送の際には、県及び関係行政機関と連絡調整し、必要な措置を講ずる。
- (6) その他関係機関の措置
 - 第2章第2節関係機関等の所管業務を必要に応じ実施する。
- (7) 近隣事業所の措置
 - 二次災害防止のため必要な措置を講じるとともに、「番の州地区特別防災協議会相互応援協定」に基づく応援要請があった場合には、速やかに所属の応援隊を派遣し、坂出市消防本部の指揮を受けて防災、その他の活動に従事する。

第5節 石油等及び有害毒物質等の漏洩流出防御計画

1 陸上部からの漏洩流出

- (1) 発災事業所の基本的措置
 - ① 異常現象の発見者は、直ちに防災管理者に通報する。
 - ② 防災管理者は、直ちに構内に緊急警報し、自衛防災組織により防災活動を実施するとともに、操業中止、排水水門の閉鎖等必要な措置を講じ、構外への流出を防止する。
 - ③ 防災管理者は、直ちに坂出市消防本部に通報するとともに、海上へ流出するおそれがある場合は118番通報により海上保安庁に通報する。
 - ④ 防災管理者は、直ちに厳重な火気使用の禁止措置をする。
 - ⑤ 海上へ流出のおそれのある場合は、自衛防災組織の陸上班、海上班が一体となり、直ちにオイルフェンスの展張、油回収船の出動等拡散防止のための必要な措置を講じる。
- (2) 消防機関の措置
 - 発災事業所から漏洩流出の通報を受けた時は、直ちに香川県石油コンビナート等防災本部、警察署、海上保安部(署)、その他関係機関に通報するとともに、化学中隊、消防中隊を出動させ、火災危険の防止対策と地域住民に対する広報又は避難等の対策を講じる。
- (3) 警察の措置
 - 応急対策を実施する車両の通行を確保するため、必要に応じ次の措置を講じる。
 - ① 応急対策を実施する車両及び負傷者等を搬送する車両の優先通行を確保する。
 - ② 住民及び関係事業所従業員の避難道路を確保する。
- (4) 海上保安部(署)の措置
 - ① 現場確認、その他の情報の収集に当たる。
 - ② 海上への流出のおそれがある場合は、発災事業所及び関係機関との連絡を密にし、厳重な警戒を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - ③ 海上への流出があった場合、発災事業所の自衛防災組織等に拡散防止

のための指示をするほか、防除作業、付近船舶の航行制限等の必要な措置を講じる。

- ④ 必要に応じ、香川地区大量排出油等防除協議会の協力を要請する。
- ⑤ 必要に応じ、第六管区海上保安本部に対し、巡視船艇、航空機等の応援派遣を要請する。
- (5) 香川地区大量排出油等防除協議会の措置
協議会会則(資料 5-3)に基づき、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、必要な防除措置を講じる。
- (6) 備讃海域排出油等防除協議会連合会の措置
連合会会則(資料 5-4)に基づき、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、必要な防除措置を講じる。
- (7) その他関係機関の措置
第 2 章第 2 節関係機関等の所管業務を必要に応じ実施する。
- (8) 近隣事業所の措置
二次災害防止のための必要な措置を講じるとともに、「番の州地区特別防災協議会防災相互応援協定」に基づく応援要請があった場合には、速やかに所属の応援隊を派遣し、坂出市消防本部等の指揮を受けて防災、その他の活動に従事する。

2 船舶及び海洋施設からの排出

- (1) 事故発生当事者の措置
 - ① 第 2 節通信通報計画及び通報規程に基づき速報する。
 - ② 残油の他のタンク等への移送、排出箇所の応急補修、関係バルブの閉塞等排出防止のための応急措置を講じる。
 - ③ オイルフェンスの展張等により排出した油の拡散を防止する。
 - ④ 排出した油の回収作業等必要な措置を講じる。
 - ⑤ 海上保安部(署)等からの指示を受け、その他必要な措置を講じる。
- (2) 海上保安部(署)の措置
 - ① 現場確認、その他の情報の収集に当たる。
 - ② 事故発生当事者及び関係事業所に対し防除措置等必要な指示を行う。
 - ③ 災害の拡大防止のために必要に応じ防除措置を実施し、付近船舶の航行制限を行う等の必要な防御措置を講じる。
 - ④ 必要に応じ、香川地区大量排出油等防除協議会の協力を要請する。
 - ⑤ 必要に応じ、第六管区海上保安本部に対し、巡視船艇、航空機等の応援派遣を要請する。
- (3) 消防機関の措置
海洋施設からの排出及び陸域の近接船舶からの排出については、海洋施設管理事業所からの通報、又は海上保安部(署)からの通報により、第 2 節通信通報計画に基づく通報をするとともに、火災危険防止対策等必要な措置を講じる。
- (4) 警察の措置
応急対策を実施する車両の通行を確保するため、必要に応じ次の措置を講じる。

- ① 応急対策を実施する車両及び負傷者等を搬送する車両の優先通行を確保する。
- ② 住民及び関係事業所従業員の避難道路を確保する。
- (5) その他関係機関の措置
第2章第2節関係機関等の所管業務を必要に応じ実施する。
- (6) 香川地区大量排出油防除協議会の措置
協議会会則(資料5-3)に基づき、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、必要な防除措置を講じる。
- (7) 備讃海域排出油等防除協議会連合会(資料5-4)の措置
連合会会則に基づき、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、必要な防除措置を講じる。
- (8) 近隣事業所の措置
二次災害防止のための必要な措置を講じるとともに、「番の州地区特別防災協議会防災相互応援協定」に基づく応援要請があった場合には、速やかに所属の応援隊を派遣し、高松海上保安部等の指揮を受けて防災、その他の活動に従事する。

第6節 爆発等防御計画

- (1) 発災事業所の基本的措置
 - ① 防災管理者は、直ちに誘爆、延焼、漏洩流出防止措置を講じる。
 - ② 以下火災防御計画、漏洩流出防御計画に同じ。
- (2) 消防機関、警察、海上保安部(署)の措置
火災防御計画、漏洩流出防御計画に同じ。
- (3) その他関係機関の措置
第2章第2節関係機関等の所管業務を必要に応じ実施する。
- (4) 近接事業所の措置
火災防御計画、漏洩流出防御計画に同じ。

第7節 地震、台風、津波等自然災害及びこれらに起因する火災、漏洩、流出、爆発の防御計画

- (1) 特定事業所又は発災事業所の基本的措置
 - ① 気象情報に留意し、襲来が予測される場合には、自衛防災組織の待機強化等必要な措置を講じる。
 - ② 津波警報及び津波注意報等が発表された場合には、従業員の安全を優先して対応する。
 - ③ 以下火災漏洩流出爆発の各防御計画に同じ。
- (2) 消防機関、警察、海上保安部(署)の措置
 - ① 襲来が予測される自然災害については、注意報段階より待機体制に入る。
 - ② 津波警報及び津波注意報等が発表された場合は、消防力の損失を防止するため、防災資機材等の浸水、流出防止措置を講ずる。

③ 以下火災漏洩流出爆発の各防御計画に同じ。

(3) その他関係機関の措置

第2章第2節関係機関等の所管業務を必要に応じ実施する。また、必要に応じ待機体制に入る。

第8節 避難計画

この計画は、特別防災区域に係る災害から、地域住民及び事業所従業員等の生命、身体及安全及び保護を図るため必要とする避難措置について定める。

1 実施責任

(1) 坂出市、宇多津町

市町長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、地域住民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、自ら避難の勧告、指示をする、又は警察官若しくは海上保安官に要求し、避難のための立退きを指示する。

(2) 県警察本部

警察官は、市町長から要求があったとき、又は市町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるときは、地域住民その他の関係者に対し、避難のための立退きを指示する。

(3) 海上保安部(署)

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があるとき、又は市町長から要求があったとき、若しくは市町長が避難のための立退きを指示することができないと認められるときは、船舶乗組員、旅客、地域住民及びその他の者に対し避難のための立退きを指示する。

(4) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り避難の指示等の措置をとる。

(5) 特別防災区域内の防災管理者又は事業実施の統括管理者

特定防災区域内の防災管理者又は事業実施の統括管理者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、従業員等の生命及び身体を保護するため必要と認められるときは、必要最小限度の従業員を残し、自主的に避難を指示する。

2 避難の勧告、指示の基準

(1) 特別防災区域の周辺住民

市町長は、特別防災区域内での火災等大規模な異常事態の発生により、災害の影響が特別防災区域の周辺地域に及ぶおそれがあるとき、周辺地域の住民に対し、速やかに避難の勧告、指示をする。

消防職団員、警察官、海上保安官及び自衛官は、市町長から要求があったとき、又は市町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるときは、地域住民その他の関係者に対し、避難のための立退きを指示する。

なお、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、避難

のための立退きを行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での退避、その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

また、異常現象の種類及び規模ごとに具体的な対応策を別紙(資料5-5)のとおり定め、地域住民に周知する。

(2) 特別防災区域内の従業員等

特別防災区域内の防災管理者又は事業実施の統括管理者は、防災規程に定めるところにより、火災等異常事態が発生し、特別防災区域内の安全確保が困難と認めるときは必要最小限度の従業員を残し、速やかに避難の指示をする。

なお、地域住民及び事業所従業員等の生命、身体の安全及び保護を図るための避難の勧告及び指示は、概ね次の基準に基づき発令するものとし、具体的な基準については、関係機関で協議しながら検討する。(具体的な基準のイメージ 資料5-6)

- ① 大規模な火災で、周辺住家等への延焼、又は高い放射熱等による人体への影響が危惧されるとき
- ② 大規模な爆発が発生し、又はそのおそれがあるとき
- ③ 有毒ガスが大量に漏洩し、又はそのおそれがあるとき
- ④ 油等が敷地外又は海域に大量に流出し、又はそのおそれがあるとき
- ⑤ 大津波警報、津波警報の気象警報が発令され、避難の必要があると認められるとき
- ⑥ その他、避難の必要がある事象が発生し、又はそのおそれがあるとき

3 避難勧告、指示の方法

- (1) 市町長及び特別防災区域内の防災管理者は避難場所及び避難経路を明示する。
- (2) 市町は、警察等防災関係機関の協力を得て、避難対象地区の住民等に逃遅れがないよう、自治会及び自主防災組織等の単位ごとに避難誘導を実施する。特に、高齢者、幼児、病人及び障害者等災害時要援護者に対する支援並びに外国人、出張者及び旅行者に対する誘導等について、避難に要する時間を配慮しつつ、適切な対応を実施する。
- (3) 市町は、第2節3広報計画に定める方法を用い、勧告指示の周知徹底を図る。
- (4) 市町は、避難勧告及び避難指示をする際には、地域住民に対し災害の状況及び避難場所の情報について周知する。

4 避難場所

避難対象地区の住民等は、坂出市から提供される災害、避難に関する情報をもとに、坂出市が地域防災計画に基づき開設する指定緊急避難場所又は地元自治会等が定める一時避難場所へ避難する。

特別防災区域内事業所は、従業員等の人命を守るため、浸水や倒壊しない安全な一時避難場所を確保する。

5 避難勧告、指示後の措置

- (1) 市町長は、避難の指示をしたとき、又は警察官若しくは海上保安官からこの旨通知を受けたときは、香川県石油コンビナート等防災本部に報告する。
- (2) 警察官は、避難対象地域内の警ら、警戒活動を強化し、盗難、火災の予防、警戒及び広報活動を行い、民心の安定と犯罪の予防取締りを実施する。
- (3) 市町は、避難経路等の状況について特別防災区域内の事業所及び地域住民に情報を随時提供する。
- (4) 消防職団員、水防団員、警察官、市町職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行う等の防災対応並びに避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

第9節 緊急車両等の交通確保及び警戒区域設定計画

1 緊急車両等の交通確保を図るため、次のとおり計画する。

- (1) 災害時に番の州地区へ出入りする車両について、(3)交通規制等の場所に記載された場所のうち、必要性、災害の規模及び状況等に応じ、交通規制等の措置をとる。
- (2) 実施者 県警察本部、坂出警察署
- (3) 交通規制等の場所
 - ① 県道瀬居坂出港線の番の州入口(a)における一般車両進入禁止規制
 - ② さぬき浜街道(県道大屋富築港宇多津線)の両景橋東交差点(b)における交通規制(西進する一般車両の通行止め)と迂回路の指示。
 - ③ 県道高松善通寺線より坂出市道宮下西大浜北線への進入分岐点(宮下交差点(c))における一般車両進入禁止規制と迂回路の指示。
 - ④ 県道高松善通寺線より坂出市道常盤御供所線への進入分岐点(常盤町交差点(d))における一般車両進入禁止規制と迂回路の指示。
 - ⑤ さぬき浜街道(県道川津丸亀線)の宇多津駅北口東交差点(e)における交通規制(東進する一般車両の通行止め)と迂回路の指示。
 - ⑥ さぬき浜街道(県道大屋富築港宇多津線)と県道林田府中線の交差する総社交差点(f)における交通規制(さぬき浜街道を西進する一般車両の通行止め)と迂回路の指示。
 - ⑦ 県道林田府中線の白峰北交差点(g)における交通規制(西進する一般車両の通行止め)と迂回路の指示。
 - ⑧ 県道高松善通寺線の西庄交差点(h)における交通規制(西進する一般車両の通行止め)と迂回路の指示。
 - ⑨ 国道11号の川津高架交差点(i)における交通規制(坂出港線を北進する一般車両の通行止め)と迂回路の指示。
 - ⑩ 国道11号の津の郷北交差点(j)における交通規制(県道富熊宇多津線を北進する一般車両の通行止め)と迂回路の指示。
 - ⑪ 県道高松善通寺線と丸亀市道土器線の交差する丸亀平安閣前交差点

- (k)における交通規制(東進する一般車両の通行止め)と迂回路の指示。
- ⑫ さぬき浜街道(県道川津丸亀線)と丸亀市道土器線の交差する三浦中央交差点(1)における交通規制(東進する一般車両の通行止め)と迂回路の指示。
 - ⑬ 国道11号と県道飯野宇多津線の交差点(m)における交通規制(県道飯野宇多津線を北進する一般車両の通行止め)と迂回路の指示。
- (4) 緊急車両の種別標章等は、第12節調達、輸送計画のとおりとする。

2 警戒区域設定について、次のとおり計画する。

(1) 市町長の警戒区域設定

特別防災区域内で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、坂出市長又は宇多津町長は、災害対策基本法第63条の規定により、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、一定区域内への立入制限、禁止又はその区域からの退去を命じる。

① 設定基準

警戒区域は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認められるときに設定する。

② 設定方法

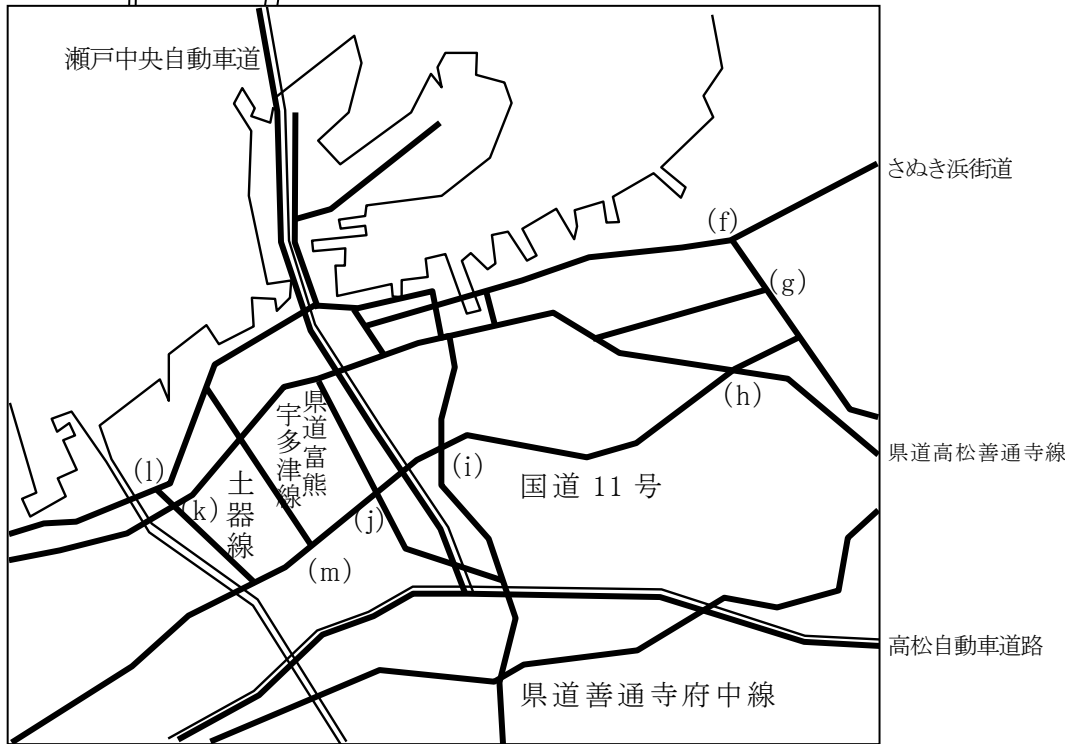
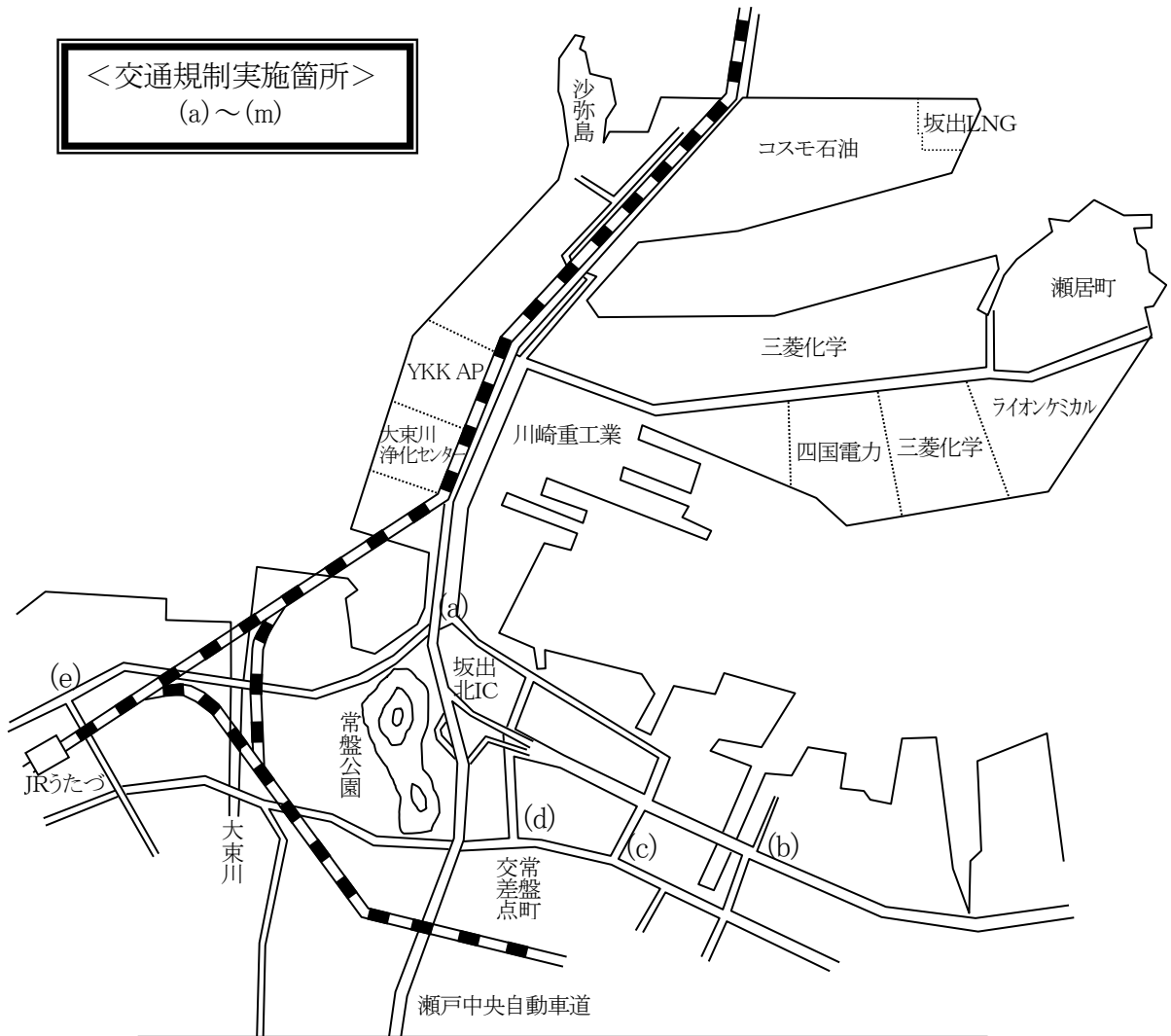
- イ 道路等進入口に警戒区域設定の旨の明示をする。
- ロ 必要に応じ縄張り等の措置をする。
- ハ 放送設備又は広報車を用い広く周知徹底を図る。

(2) 消防警戒区域の設定

特別防災区域内において火災が発生した場合は、消防法第28条の規定により、坂出市の消防吏員又は消防団員は、必要に応じ消防警戒区域を設定し、消防関係者等以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限する。

設定基準、設定方法は坂出市消防機関の従前の例による。

＜交通規制実施箇所＞
(a)～(m)



国道438号

第10節 自衛隊派遣要請計画

特別防災区域内において重大な災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

1 災害派遣要請要領

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」(資料5-7)に基づき行う。

- (1) 災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとは判断される場合は、防災本部は第14旅団に対し、状況判断に必要な情報を早めに提供する。
- (2) 本部長(知事)は、災害派遣要請の必要があるとは判断した場合には、次の事項を記載した文書を旅団長に提出し、自衛隊の派遣を要請する。ただし、事態が緊迫し、文書で行う暇がないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。
 - ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ② 派遣を必要とする期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動の内容
 - ④ その他参考事項
- (3) 坂出市長、宇多津町長又は坂出警察署長は、通信の途絶等により、防災本部との連絡ができない場合で、特に緊急を要し、防災本部が上記(2)の要請を行うことができないときは、速やかに旅団長に通知する。
- (4) 坂出市長及び宇多津町長は、必要に応じて地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

2 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、防災本部等の要請を待つ暇がないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

- (1) 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合。
- (2) 災害に際し、防災本部等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、市町、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (3) 特別防災区域に影響を与えることが予想される海難事故や航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合。
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、防災本部からの要請を待つ暇がないと認められる場合。

なお、上記の場合においても、できる限り早急に防災本部等に連絡し密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施することとし、特に、特別防災区域内における活動については、坂出市消防本部又は防災本部と密接な連携のもとに行う。

また、自主派遣の後に、防災本部からの要請があった場合には、その時

点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

3 派遣部隊の任務及び業務

派遣部隊等は災害時に際し、主として人命及び財産の救援のため、防災本部及び警察、消防機関、その他防災関係機関等と緊密に連絡し、人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水支援及び通信支援等に当たる。

4 派遣部隊の受入

- (1) 知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、坂出市又は宇多津町に速やかに部隊等の受入体制を整備せしめるとともに、関係職員を派遣して、派遣部隊と市町相互の連絡に当たらせ、防災本部と自衛隊との緊密に連絡をとる。
- (2) 坂出市長又は宇多津町長は、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努めなければならない。
 - ① 派遣部隊との連絡員を指名する。
 - ② 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。
 - ③ 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように、最も効果的な作業が分担できるよう配慮する。
 - ④ 集結地(宿泊施設、駐車場等を含む。)、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、現地防災本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所(室)を確保する。

5 撤収要請

知事は、坂出市又は宇多津町、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、旅団に対し、派遣部隊の撤収を要請する。

第11節 救急医療計画

この計画は、災害又は事故により多数の負傷者が生じた場合の救急医療について定める。

1 実施機関

- (1) 特定事業者は、速やかに救急医療活動を行うとともに、坂出市消防本部へ緊急通報する。
- (2) 救急医療活動は、坂出市、宇多津町及びその要請を受けた県、日赤香川県支部及び坂出市医師会、自衛隊等が相互協力して行う。
- (3) 救急搬送は、坂出市消防本部及び要請を受けた日赤香川県支部、県、坂出警察署、自衛隊等が相互協力して行う。

2 緊急医療活動の分担

- (1) 負傷者の応急手当及び救急搬送は、特定事業者、坂出市、宇多津町、日

赤香川県支部、中讃保健福祉事務所、坂出警察署、医療機関等が相互協力して行う。

- (2) 負傷者等の収容施設の手配準備等については、坂出市、宇多津町等が行う。
- (3) 特別防災区域周辺の医療機関で措置できない負傷者がある場合において、陸上搬送が困難な場合又は速やかに専門医療機関へ搬送する必要がある場合は、県の防災ヘリコプター及び自衛隊等のヘリコプターにより搬送する。

3 特定事業所のとるべき措置

- (1) 救急医療活動
- (2) 坂出市消防本部への緊急通報
- (3) 医療機関等に対する協力

4 防災関係機関のとるべき措置

- (1) 坂出市消防本部
 - ① 負傷者の搬送
 - ② その他災害の規模に応じた必要な措置
- (2) 坂出市及び宇多津町
 - ① 坂出市立病院による医療班の編成
 - ② 状況に応じて現地救護所の設置
 - ③ 坂出市医師会への協力要請
 - ④ 負傷者等の収容施設の手配
 - ⑤ 日本赤十字社香川県支部へ県を通じたの応援要請
 - ⑥ 県に対する自衛隊の派遣要請の通報
 - ⑦ その他災害の規模に応じた必要な措置
- (3) 坂出市医師会
 - ① 要請に基づく医療班の現地出動
 - ② 負傷者の応急手当及び搬送
 - ③ 負傷者等の収容施設への受入
 - ④ その他災害の規模に応じた必要な措置
- (4) 県
 - ① 日本赤十字社香川県支部への応援要請
 - ② 自衛隊の災害派遣要請
 - ③ 災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請
 - ④ 坂出市消防本部との連携による防災ヘリコプターでの救急搬送
 - ⑤ 県医療救護計画に基づく広域医療救護班の編成
 - ⑥ 県立病院への収容
 - ⑦ その他災害の規模に応じた必要な措置
- (5) その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、この計画の定めるところにより、防災本部と連絡を密にして応急対策を実施する。

第12節 調達、輸送計画

この計画は、応急対策の実施に際し、防災資機材等の不足をきたし、またそのおそれがある場合の調達及び輸送について定める。

1 実施機関

- (1) 災害における防災資機材等の調達及び輸送は、それぞれ災害応急対策を実施する機関自ら又は協定等に基づき行う。
- (2) 災害応急対策を実施する機関において防災資機材等の調達及び輸送ができない場合は、関係機関の応援を求めて実施する。

2 調達先

(1) 調達方法

防災資機材等を調達する場合は、調達先に対し、次の事項を明らかにして行う。

- ① 災害の状況及び調達理由
- ② 必要とする防災資機材等の種類及び数量
- ③ 輸送方法及び区間
- ④ その他必要事項

(2) 消火薬剤

販売業者への発注、関係事業所間、消防本部間や香川県備蓄分の貸与等に加え、総務省消防庁を経由して他都道府県等への緊急貸与等を依頼するなど、あらゆる方法で調達する。

(3) 流出油の防除資機材(オイルフェンス、オイルマット、油処理剤)

販売業者への発注、関係事業所間、消防本部間や香川県備蓄分の貸与等に加え、総務省消防庁を経由して他都道府県等への緊急貸与等を依頼する。
また、大量の排出油による海上汚染が発生した場合などは「香川地区大量排出油等防除協議会」会員所有の資機材を使用する。

3 輸送

災害応急対策のため人員及び防災資機材等を輸送する車両は次のとおりとし、緊急車両の交通確保に当たる警察官に識別しやすい車両とする。

- (1) 緊急自動車(消防自動車、救急車)
- (2) 自衛隊の車両
- (3) パトカー先導の車両
- (4) 一般のトラック等を緊急輸送車両として使用する場合は、車両の前部の見やすい箇所に、知事又は公安委員会の交付する標章を掲示するとともに、「緊急通行車両確認証明書」を携帯する。(資料 5-8)